

平成25年度第1回 文京区景観審議会会議録

日時：平成25年7月31日（水）

午後2：02～午後3：37

場所：文京シビックセンター

24階 区議会第1委員会室

文京区都市計画部計画調整課

○高橋幹事 それでは定刻となりましたので、ただいまから平成25年度第1回文京区景観審議会を開会させていただきます。

本日はお忙しいところ、本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、審議会の事務局を担当します都市計画部計画調整課長の高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、お手元の資料を確認させていただきます。あらかじめお送りしております資料は、次第から始まりまして、座席表、委員・幹事名簿、資料第1号及び参考資料第1号から第4号までとなっております。このうち、座席表及び委員・幹事名簿につきましては、本日、席上にて配付しているものと差し替えいただきますよう、お願いいたします。

資料をお持ちでない方は、事務局に予備がございますので、お知らせください。よろしいでしょうか。

次に、委員の出席につきましてご報告いたします。委員、幹事ともに全員出席をいただいております。

続きまして、会場のマイクの使用法でございますが、お手元のスイッチを押してからご発言いただき、終了いたしましたらスイッチをお切りいただきたいと思います。

それでは、次第により進めさせていただきます。

まず、委員の委嘱についてでございます。

本審議会の委員につきましては、平成24年7月1日から任期が始まっておりますが、新たに委員になられた方がいらっしゃいます。委員就任につきましてご了承いただいているところでありますが、ここで改めまして、成澤区長より委嘱状をお渡しいたします。

なお、区職員選出の委員及び幹事につきましては、既に任命を行っております。

区長、よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○成澤区長 委嘱状、山本一仁様。文京区景観審議会委員を委嘱します。平成25年7月31日、文京区長、成澤廣修。よろしくお願いいたします。

委嘱状、橋本直和様。以下同文です。どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状、浅田保雄様。どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状、板倉美千代様。どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状、田中としゆき様。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋幹事 それでは、新たに委員及び幹事になられた方を私からご紹介させていただきます。

区議会議員として、山本委員でございます。

○山本委員 よろしく願いいたします。

○高橋幹事 橋本委員でございます。

○橋本委員 よろしく願いいたします。

○高橋幹事 浅田委員でございます。

○浅田委員 よろしく願いいたします。

○高橋幹事 板倉委員でございます。

○板倉委員 よろしく願いいたします。

○高橋幹事 田中委員でございます。

○田中（と）委員 よろしく願いします。

○高橋幹事 区職員として、曳地委員でございます。

○曳地委員 よろしく願いいたします。

○高橋幹事 海老澤幹事でございます。

○海老澤幹事 よろしく願いします。

○高橋幹事 どうぞよろしくお願いいたします。

また、委員の任期につきましては、景観条例施行規則第12条により、2年間となっております。新たに委員になられた方につきましては、前任者の残任期間となります。平成26年6月30日まででございますので、よろしくお願いいたします。

それではここで、審議会の開会に当たりまして、成澤区長よりご挨拶を申し上げます。

○成澤区長 皆さん、こんにちは。区長の成澤でございます。

大変ご多用中にもかかわらず、委員の皆様方におかれましては、本年度第1回の景観審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

また、区議会議員の委員の皆様方が新たに就任していただいているということでございまして、どうぞ今後ともご指導いただきますようお願い申し上げたいと存じます。

本日、ご諮問申し上げますのは、文京区景観計画についてでございます。

本区は本年5月に東京都との協議を終了いたしまして、景観法に基づく景観行政団体に移行いたしております。本審議会並びに景観計画検討委員会におかれましては、約2年の長きにわたって、皆様に活発なご議論をいただき、おかげさまをもちまして、本区

の魅力をさらに生かしていくための計画ができたものと考えております。皆様のお力添えに、改めて心から感謝を申し上げたいと存じます。

今後は、景観行政団体として、これまで以上に区の景観特性を生かしたきめ細かな景観づくりを推進し、区民の皆様との協働により、文京区らしい魅力溢れるまちづくりを進めてまいりたいと思っている次第です。

今後とも、本区のより良い景観づくりにお力添えを賜りますことをお願い申し上げて、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋幹事 続きまして、区長より審議会に諮問がございます。

区長、よろしくお願いいたします。

○成澤区長 文京区景観審議会会長、岸田省吾様。文京区長、成澤廣修。

文京区景観審議会への諮問について。

文京区景観条例第22条第2項の規定により、下記の事項について諮問いたします。

記「文京区景観法に基づく景観計画の策定及び届出行為等に関する条例第3条第1項に基づく文京区景観計画の策定について」。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋幹事 ここで、区長は所用がございますため、退席させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○成澤区長 よろしくお願ひします。

(区長退席)

○高橋幹事 それでは、本日の審議会の進行につきまして、岸田会長にお願いすることといたします。会長、よろしくお願いいたします。

○岸田会長 それでは、これから審議を始めたいと思えます。

本日は、今、2時過ぎですが、これから2時間弱、午後4時を目標にして、議事を進めさせていただきたいと思えますので、ご協力をお願いいたします。

今日の議題は、先ほど区長さんのお話にもありました。また、次第にありますとおり、文京区景観計画(案)についてでございます。

資料はそれぞれ関連をもっておりますので、初めに事務局から、内容のご説明をお願いいたします。併せて、この度の景観計画(案)の作成に至る経緯も含めて、ご説明をお願いいたします。

○高橋幹事 それでは、まず初めに今回の景観計画（案）作成に至る経緯をご説明いたします。

前回、平成24年12月に行いました景観審議会において答申いただきました景観計画（案）をもって、東京都と協議を行いました。その協議において、景観計画に必要な修正、調整を行い、本年3月に都との協議が終了し、5月1日に、文京区は景観行政団体に移行いたしました。

委員の皆様におかれましては、約2年にわたりご審議いただきまして、おかげさまで、景観行政団体に移行することができました。誠にありがとうございました。

なお、都との協議により修正、調整した5月1日現在の景観計画（案）につきましては、委員の皆様には郵送にてご報告させていただいているところでございます。

その後、5月1日から30日まで、パブリックコメント及び区民説明会を実施し、寄せられたご意見を踏まえ、計画（案）を修正いたしました。去る7月18日に、景観法の規定に基づき、都市計画審議会への報告を経て、まとめさせていただいたものが、今回お示ししております景観計画（案）でございます。

本審議会において、改めて計画（案）についてお諮りした上で、区議会第3回定例会において報告及び条例の上程を行い、11月1日より景観計画を実施していく予定でございます。

なお、参考資料第2号、第3号にございます景観づくりの手引きにつきましても、景観計画と同じく、11月1日より実施していく予定でございます。

この度の景観計画（案）作成に至る経緯につきましては、以上でございます。

続きまして、資料の説明を進めていきたいと思っております。

まず最初に、資料第1号「文京区景観計画（案）」をご覧ください。昨年12月に開催しました平成24年度第3回景観審議会からの主な変更点を説明いたします。

まず、表紙をご覧ください。前回の審議会において、区民の方々に計画のイメージを掴んでもらう工夫が必要である、表紙において工夫できないか、というような意見がありました。そこで、「文京区景観計画」のタイトルの下に、景観づくりの目標である「～協働で取り組む～「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、文京区らしい魅力溢れる景観づくり」をサブタイトルとして載せました。

また、行政が作成する計画書に多く見られる硬い雰囲気の色紙ではなく、イラストを用いた柔らかい、手にとりたくような色紙にしております。イラストにつきましては、

歴史、文化財を感じさせるイラストと、その後ろに緑のまとまり、イラストの下の縞の模様は、文京区の特徴である坂の多い地形の断面図を表したイラストとなっております。こういった工夫をしております。

中身については、主な変更点について説明をしていきます。

まず最初に9ページをご覧ください。パブリックコメントの中で、文人のまちという特徴を生かしたほうがいいのではという意見がございましたので、真ん中あたりの「文人ゆかりの史跡」という項目を第1章の景観特性、「歴史・文化」の中に追加をしております。

続きまして、33ページをご覧ください。パブリックコメントにおきまして、旧町名は歴史・文化、まちの由来を語っているという意見がございましたので、第2章の基本方針2の中に、「また、古い町名は土地の歴史・文化を物語るもののひとつです」という文章を追加しております。

続きまして、62ページをご覧ください。景観形成基準の中の下町風情あるまち基準になります。形態・意匠・色彩の中の四角の1の4行目の「特に歩行者の目線が集中しやすい建築物の低層部では」から始まる3行については、追加をしております。この理由ですが、マンション等の大規模な建物においては、目に付きやすい低層部においては特に、この基準に基づいた工夫をしてもらうということを明確にするために追加をしたものとなっております。

続きまして、76ページをご覧ください。地区限定基準の中の文化財庭園等景観形成特別地区基準になります。この度、国の文化財に指定された小石川植物園を追加しています。対象区域の文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅰ種）は、小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園の周辺になります。これは東京都景観計画を引き継いだもので、建築物、工作物の基準だけではなく、屋外広告物についての規制も、都の条例で定められているものになります。

Ⅱ種につきましては、小石川植物園の周辺地区になります。こちらは、建築物及び工作物についての規制・誘導を行う基準を定めております。

ページの下側のアスタリスクの文章をご覧ください。Ⅱ種の小石川植物園周辺における屋外広告物の規制・誘導については、今後、地区住民や東京都などと調整を行いながら、順次検討していくとしております。この屋外広告物に対する規制・誘導の違いがあることから、Ⅰ種、Ⅱ種ということでも明確に分けております。

続きまして、109ページをご覧ください。届出制度の流れ、フローチャートになります。手続の段階が分かるように、ブロックごとに色を付けて分ける工夫をいたしました。特に4段目の「景観法に基づく届出」の中の「基準への適合審査、助言・指導」に不適合で左の矢印に進んだ場合には、景観づくり審議会の意見を聞きながら勧告・変更命令等を行うということが、これまでの手続と大きく異なる部分となります。

資料第1号につきましては、説明は以上となります。

続きまして、参考資料第1号をご覧ください。パブリックコメント等の結果についてまとめたものになります。

1ページおめくりいただきまして、パブリックコメントにつきましては、区報特集号の配布により、平成25年5月1日から5月30日まで行っております。意見提出者数は42人、意見数は71件となっております。区民説明会は5カ所で開催し、参加者数は26人、意見・質問数は50件となっております。

1ページおめくりいただきまして、意見・質問の内訳になります。一番多いものとして、景観形成基準に関すること。2番目が、景観計画全般。3番目が、その他を除いて、広告物の規制となっております。

隣の4ページをご覧ください。いただいた意見と区の考え方を並べて掲載しております。この内容につきましては、ホームページ等でも公表しております。

参考資料第1号については以上となります。

続きまして、参考資料第2号をご覧ください。「文京区景観づくりの手引き～景観形成基準のポイント解説集～（案）」になります。これは、景観計画に基づいて実際の協議を行う際に、協議を円滑に進めるために、景観形成基準に沿った景観に対する配慮の事例やポイントを分かりやすくまとめたものになります。

1ページおめくりいただきまして、内容は、景観形成基準に関することに特化した内容となっております。

もう1ページおめくりいただきまして、4ページの表は、景観計画の中の景観形成基準をそのまま載せたものになります。その中の網かけ部分について、具体的な事例を示すという形で構成されております。

7ページをご覧ください。一般基準の中の形態・意匠・色彩の四角の2では、基準では、「長大で平滑な壁面を生じさせないよう……圧迫感の軽減を図る」というものですが、具体的な配慮のポイントとしては、1つ目の点で、「素材や色彩を工夫し、壁面デ

ザインを分節する」や、4つ目の点で、「中高層部には、高明度・低彩度の明るい色を用いて、軽さを演出する」などとして、これらを表すイラストを右側に載せております。

また8ページでは、四角の3、「上層部のセットバックや壁面の分節化」では、配慮のポイントとして、1つ目の丸、「周辺のスカイラインよりも突出した部分について、セットバックしたり、色彩を変化させたりなど」や、2つ目の丸で、「隣接する建物と低層部の意匠や色彩を揃えるなどの工夫」をするなどとしております。併せてイラストを載せております。

13ページをご覧ください。景観特性基準になります。こちらも、基準の中の色を付けている部分について解説を載せております。

17ページをご覧ください。坂道基準になります。形態・意匠・色彩の四角の1では、「坂道の勾配になじむよう配慮する」ということで、イラストや写真を載せております。

隣の18ページでは、公開空地・外溝等において、配慮のポイントとして2つ目の点で、「自然石張りなどの自然素材などを活用する」や、3つ目の点で、「擁壁や塀を道路からセットバックさせ、植栽等により修景する」などとしております。これらの具体的な事例の写真を右側に載せております。

26ページをご覧ください。こちらは地区限定基準になります。同じように、色の付いたところについて解説をしております。

28ページには神田川景観基本軸基準、1ページおめくりいただいて、29ページには文化財庭園等景観形成特別地区基準について載せております。

隣の30ページでは、色彩基準についての具体的なポイントが書いてあります。

以上が、参考資料第2号の説明となります。

続きまして、参考資料第3号をご覧ください。「文京区景観づくりの手引き～戸建て出来る3つのポイント～」になります。景観計画の中では、魅力的な景観づくりのためには、区民等、建築行為等を行う事業者、区の協働が不可欠であるとしています。そこで、区民の皆様に広く、この景観計画の考えを伝えていくために、普及啓発を目的とした景観づくりの手引きを作成いたしました。

1ページおめくりいただきまして、導入部においては、戸建ての住宅も、文京区らしい景観をつくっていくためには非常に重要な要素であるということを伝えております。

この手引きの構成としては、本書の構成として、まずステップの1で、計画に取り掛かる前。ステップの2で、景観づくりの3つのポイント、調和、魅力、隠すということ

で、シンプル内容としております。

1 ページおめくりいただきまして、計画に取り掛かる前に、まずステップの1として、ステップ1-1「向こう3軒両隣を見てみよう」、隣のページのステップ1-2「地域の歴史・文化や個性を読み解こう」ということで、自分の家の周りが、どのような景観的な特性を持っているかということ把握することが大切であることを伝えております。

その上で、1 ページおめくりいただいて、ステップの2といたしまして、景観づくりには3つのポイントがあるとしております。まず1つ目の「調和」ということで、「周辺のまち並みとの調和を図る」。具体的には、周辺とあわせた素材・意匠・色彩などの工夫を図ることで、調和のとれた景観をつくるということや、次ページの、歩行者の目線に近い部分で意匠を工夫することで、表情のあるとなるよう配慮することや、その下の、周辺にある文化財や寺社の佇まいを尊重して意匠や素材を工夫するという、地域の歴史・文化を生かしたまち並みをつくるというような項目を挙げております。

1 ページおめくりいただきまして、「魅力」という視点では、「まち並みの魅力を高める」ということで、玄関回りの細かなデザインや、花を置くことなどの小さな工夫、さりげない演出が大切ということを伝えております。また、歩行者の視線が集中しやすいアイストップとなるところでは、意匠を工夫すること、さらに、周辺の緑と敷地内の緑がつながるよう心がけるということで、緑というような項目を挙げております。

1 ページおめくりいただきまして、「隠す」では、「景観を損なう要素を隠す」ということで、室外機などの設備機器を植栽や木材などの格子で隠すというような事例を示しております。

隣の9ページからは景観特性マップになります。こちらは景観計画にも載せている地図になります。

1 ページおめくりいただきまして、10ページをご覧ください。景観特性である坂道や文化財などの配置が分かるような地図となっております。自分の家の周りがどのような特徴を持っているかというのが分かる地図となっております。また、地域ごとの特徴を文章等でも書いておりますので、これを参考用のマップとしても使っていただけるものということで、そういった視点から、景観に興味を持っていただければということで、普及啓発に活用していきたいと考えております。

参考資料第3号については以上となります。

最後に、参考資料第4号になります。A4、1枚の資料になります。「(仮称)根津景観形成重点地区の検討の進め方について」になります。

資料第1号の景観計画の80ページをご覧ください。こちらは「③景観形成重点地区基準」ということで、地区限定基準の中の一つになります。これは、景観特性が顕著に見られる良好な景観がつけられている地区において、景観形成重点地区に指定することで、地区独自の基準を定め、きめ細かな誘導を図ることを目的とした基準になります。この景観計画の80ページに載せていく地区として、モデル地区として根津地区で検討を進めておりました。今年度進めていく内容についてご説明をいたします。

参考資料第4号、A4の資料にお戻りください。

検討の目的ですが、景観形成重点地区のモデル地区に選定された根津地区の一部において、地区住民との協働による検討を進め、景観形成重点地区に指定し、景観法に基づく景観形成基準を作成していきます。

検討の方法としては、ワークショップ等を開催し、地区住民の意見を聞きながら検討を進めていきます。ワークショップの名称は「まちの魅力再発見プロジェクト～根津篇～」とします。対象は、そちらに記載があります藍染町会、根津片町町会、根津宮永町会のエリアの中で、居住または営業されている方、土地または建物を所有されている方が対象となります。また、そちらに記載しています商店街に加盟されている店舗の営業をされている方も対象となります。内容としては、毎回、普及啓発の取組と、景観形成重点地区の指定に向けた検討の2本立てで進めていきます。

裏面をご覧ください。今年度のスケジュールになります。8月3日に第1回のワークショップを予定しております。普及啓発の取組の内容では、「根津のお宝映像鑑賞会」ということで、古い貴重な写真等の鑑賞会を行います。このような興味を引き付けるようなイベントで、地域の皆さんに参加していただき、この普及啓発が終了した後に、重点地区の検討ということで、重点地区指定の目的や概要の説明と、少し硬い話をさせていただこうと考えております。

11月に予定していますイベントは、「まちを彩るガーデニング講座」、ハンギングバスケットの講座を考えております。これは、緑に触れることで、まちづくりに対する機運が高まることも期待しております。このときの重点地区の検討としては、基準の1次案の提示等を行っていかうと考えております。このようなワークショップ等を5回程度開催し、今年度中に基準についてまとめていながら、地域の皆様には、重点地区に

指定されることがどういうことであるかということを理解していただこうと考えております。

その上で、4月以降に景観形成重点地区の指定、景観形成基準等を定める景観計画の改定を行っていかうと考えております。

参考資料第4号については、説明は以上となります。

事務局からの説明は以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。

今ご説明のありました景観計画（案）については、これまでおおよそ2か年にわたり、議論してまいりました。これは最初、ご説明にあったと思います。その議論を経てまとめられ、東京都との協議による修正を行い、また、先ほどご説明がありましたようにパブリックコメント等による区民の方のご意見も踏まえて、まとめたものということでございます。

景観計画の策定に当たりましては、この計画についての議論は今日が最終回、最後の機会であるということでございます。今日、皆様にご議論いただきまして、計画案として最終的にまとめさせていただきたいと思っております。そして、審議の結果、これでいいということになりましたら、これを景観審議会として答申を行う予定になっております。

この計画案は2年以上にわたって、ここにいらっしゃいます清水先生、あるいは伊藤先生といった先生方に、景観計画検討委員会で検討をいただけてきました。委員の先生方のご意見をいただく前に、清水先生あるいは伊藤先生のほうから、補足がございましたら。いかがでしょうか。

○清水委員 景観計画検討委員会として、この下の委員会ということで、2年ほど検討してきました。

その委員会の中では、土地の起伏といったことをかなり重視するという意見がありまして、それで、単純に谷があつて、勾配があつたり、坂道があるというのではなくて、それによっていろいろな文化が生まれてきていて、湧水があつたり、いろいろな部分があるというので、それをどこかに載せられないかということが結構、議論した部分です。

そのおかげで後ろのところに、散策できるようなマップのようなものがつくられたということがあります。これはカラー版になりまして、資料第1号では今、カラーになっていませんが、参考資料第3号の手引きにはカラーで入っていますように、見ている、自分の家の周りがどうなっていて、何があるかというのは、すごく分かりやすくなった

と思いますので、こういうものによって、この辺りを見に行ってみようかというふうなことは、まず景観に意識を向けてもらう第一だと思われまますので、この後ろの部分ですね。普通ですと、計画において付録のような、この計画でいうと113ページから資料編ということになっているんですけども、普通はこういう資料というのは本当に僅かなものになりがちなのですけれども、これはかなり量があって、その部分がかかなり面白くなっているというふうなものになったと思います。これは文京区の特徴を出せたのではないのかと思っていますので、それは委員会、また、この審議会で皆さんのご意見をいただいたことで、こういうことができたのだと思っています。

およそ特徴と言えるのは、そういうことかと思っています。

○岸田会長 はい、ありがとうございました。

伊藤先生は何かございますか。

○伊藤委員 清水先生からご説明いただいたとおりなのですが、景観計画というものが、そもそも、ある対象となる行為というか、届出義務のあるもの以外にも、区民、それから事業者と区と三者が、それぞれ当事者意識を持ってやっていくのだという、本当は全部が届け出す訳ではないけれども、皆さん、こういうことを気にしながらやってみましょうというために景観計画があるということで、その背景として、単にこういう規制があるよというだけではなくて、こういった文脈、歴史とか地理的なものとか、そういったものを理解しながら、それぞれが当事者意識を持ってやってみましょうという意味で、この資料編が充実してきています。

さらに、今日、拝見して、色々足していただいている、景観賞とか、用語集も、我々がつい見逃しがちというか、普通に使ってしまう言葉でも、区民の皆さんに伝わりにくい言葉もあると思いますので、そういうものも加わって、伝わりやすいものになってきたのではないかというふうに思いました。

○岸田会長 はい、ありがとうございました。

それでは、先ほどの事務局のご説明、あるいは今のお二方の先生のご説明について、何かご意見あるいはご質問がありましたら、お願いいたします。

今日は、ある意味、最後の審議の機会なのですけれども、大修正になるようなものについては、あらかじめ申し上げますけれども、私と事務局に判断はお任せいただいて、微調整で済むようなことでしたら、もちろん対応させていただきます。前置きですみません。

もし何かありましたら、どうぞ。今日は新任の先生方が多いと思うんですが、短時間の説明で、どこまでというのがあるんですけども、いかがでしょうか。

どうぞ、浅田委員、お願いいたします。

○浅田委員 2年間、ご努力いただいたことには敬意を表したいと思います。素晴らしい内容になっているというふうに思います。ただちょっと、私も今回初めてですので、率直に疑問点を幾つかお伺いしたいというふうに思います。

まず、景観形成についての基準です。目次でいいますと、景観計画の41ページ以降が景観形成基準というふうになっているんですけども、基準というのは、数字で表している基準については、だれしもお互いに理解できると思うんですけども、色々な解釈ができる表現、例えば「ゆとりある景観」とか「連続性を維持する」というふうな言葉というのは、色々な人によって解釈が異なる場合もあろうかと思えますけれども、その基準をどういうふうに、だれが判断していくのか。どのような方がいて、様々な意見があった場合に、こうしたほうがいいのかというふうなことを言えるような人というのは、どういった方を想定されているのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○岸田会長 はい、ありがとうございました。

それでは、これはどうですか、事務局あるいは専門家の委員である清水先生か、回答はいかがでしょう。基準の判断者ですね。

○清水委員 事務局のほうが。

○岸田会長 まず、では、事務局のほうからお願いいたします。

○高橋幹事 では、事務的な部分を。まず、今ご指摘がありましたように、基準というのは文章で書いてありますので、個人個人の捉え方が変わってくると思います。そこで、そこら辺の誤差が生じないように、また協議する方がしっかりイメージを抱けるようにということで、今日ご説明しました参考資料第2号ということで、景観形成基準のポイント解説集をつくりました。

今ご質問がありました一般基準の四角の1の「ゆとりある景観に配慮した」という意味ですが、これもなかなか捉え方が難しいと思います。それについては、手引きの6ページで、配置の四角の1ということで、配慮のポイントやイラストにおいて、隣接地と間隔をあけるとか、道路境界から壁面を後退させる、また、そういったエントランスの前には空間を確保するとか、具体的なポイントやイメージを説明しております。

また、こういった基準に基づいて、先ほどの届出のフローチャートがあったと思うんですが、資料第1号の109ページになります。いきなり4段目の景観法に基づく届出をしていただくのではなくて、その前段の3段目に、「文京区景観づくり条例による事前協議」というところがあります。この事前協議の中で、しっかり景観形成基準を守りながら、設計の工夫をしていただきます。

そのときに、フローチャートの左側に、アドバイザーによる助言ということで、事前協議のところから矢印が入っているんですが、区の職員だけではなく、こういった専門家の知識、助言を得ながら進めていきます。

○岸田会長 ありがとうございました。

私なりの解釈を補足します。このフローチャートによると、最初に事前協議で専門家のアドバイスが受けられる。さらに進んだ次の段階でも、これはこの審議会ですか、景観づくり審議会というのは。これはまた別にできるんですか、ここですか。

○高橋幹事 はい。

○岸田会長 とすると、ここでもまた専門家のある種の意見が出てくる訳ですね。

○高橋幹事 そうですね。こちらの4段目の景観づくり審議会の意見というのは、景観形成基準に不適合な場合に、行政指導として勧告、また、変更命令ができますので、これに関しては一旦、こういう案件ですので、勧告しようと思うのですけれども、どうでしょうかという形で景観づくり審議会のご意見を聞いた上で、そういった行為を行うというふうにフィルターをかけております。

○岸田会長 ということなので、浅田先生のご質問に対しては、なるべく客観化して、基準を説明するということと同時に、専門家の判断が二段階にわたって出される予定であると。何段階かの基準の運用については、客観化された場があるというふうにお考えいただくのがよろしいのでしょうかね。

○浅田委員 ありがとうございます。私ども議員になって、地域を見ますと、さまざまな意見があって、なかなか判断というのが難しいと思うんですが。

すみません、もう1点、それに関連して。客観化する、それから事前協議をするに当たって、先ほどアドバイザーという名称が出てきましたけれども、アドバイザーというのはどういった方がなられるのか。あるいは、どういうふうに出されるのか、その辺についても、併せて伺いたします。

○岸田会長 どうぞ、よろしく申し上げます。

○高橋幹事 アドバイザーにつきましては、景観計画の108ページの「(3) 建築行為等の協議体制」というところでも、3～4行目のところで、「専門的な助言を得るため、景観アドバイザーを活用」していくということで、しっかり規制誘導を図るためには専門家の知識も必要だというように謳っております。

現在でも、景観事前協議の中でアドバイザーということで、今お二人の方に協力をしていただいております。そういった方たちは、土木や都市計画の専門家で、また景観に関する業務の実績のある方ということで、お願いしております。

○岸田会長 はい、ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○浅田委員 はい、分かりました。様々な意見、解釈とか、それから理解とかあろうかと思えますけれども、区民の皆さんがお互いに理解し合って、できる限り共通の認識に立って、まちづくりなり、景観を守るということが進めていけるように、ぜひお願いいたします。

以上です。

○岸田会長 貴重な意見ありがとうございました。

それでは、他にいかがでしょうか。板倉先生。

○板倉委員 今まで2年間、こういう形で議論が行われてきて、一番最後の決める段階のときにしか、委員として参加していないので、今までの議論も全部聞いている訳ではないので、ちょっと外れてしまうこともあるのかなと思うんですけども、この景観計画をつくるに当たって、5月1日から文京区が景観行政団体へ移行したということで、この間、団体移行しないまでも、事前協議というのが、資料第1号の3ページにあるように、13年間で1,474件、協議があったということが言われているんですが、この1,474件のうち、景観行政団体になることで、より厳しくなるというか、何かそういうことが出てくるのかどうかということをお聞きしたいということと、あと文言の点で、ここはというところがちょっとあるんですけども、よろしいでしょうか。

○岸田会長 どうぞ。

○板倉委員 1つは大きい問題です。参考資料第2号の29ページのところで、②の文化財庭園等という中の形態・意匠・色彩というところの四角の3です。これ、文章が抜けていますよね。「壁面を分割する」の後ろに何行かがこれ抜けていると思うんです。

○岸田会長 はい、そのようです。

○高橋幹事 失礼いたしました。そのとおりで、こちら、文化財庭園等景観形成特別地区基準を抜粋していますので、正式には景観計画の78ページの形態・意匠の四角の3、「長大な壁面を生じさせないようにし、壁面を分割するなど、庭園からの眺望に対して、圧迫感を感じさせないようにする」が……。

○板倉委員 そうですね。3のここが。

○高橋幹事 そうですね。文章が抜けています。

○板倉委員 文章の真ん中が抜けているんですよ。

○高橋幹事 はい。すみません、それは直しておきます。失礼いたしました。

○板倉委員 そこは是非直していただきたいということと、もう2点かな。

前回のときに、神田川についての意見というのがあったと思うんです。1つは、73ページのところで、神田川のところの真ん中のところで、「景観形成の方向性」の中に、「緑と水の一体感」というのの下のところ、「神田川についての川沿いや河川内での緑化を積極的に推進し」というのがあるんですけども、私の印象ですと、河川の中にどういう形で緑化をしていくのかというイメージが、ちょっと湧かないんですね。それと、神田川の川の崖というのか、そのところに例えば緑を下に垂らしていくとかそういうのに対しては、神田川ってよく水が出ますから、そういう緑がかえって、流れてきたものをひっかけてしまって、そういう形にしないほうがいいのではないかという専門家の声もあるんですけども、そのことをいうのか。あるいは神田川の中のことをいうのか、この辺のそれが分からないというので、その辺の説明を一つしていただきたいということ。

神田川に関しては、同じ73ページの上のところの地区の景観特性というところで、1行目、ずっと読んでいって、2行目のところに「また」というのがあって、ずっとまた文言がいて、3行目のところにまた、「また」というのが出てくるので、2行目のところにある「また」というのが、私は要らないのではないかなというふうに、それは私の思いです。その辺がどうなのかということ。

あと、神田川に顔を向けた建築物ということが、前回も議論というか、そういうあれがあったかと思うんですけども、東京都の神田川景観基本軸というところの文章と、文京区の文章は同じなんですね。神田川にも、建築物の顔を向けた配置とするというふうになっているんですが、お隣の台東区さんのを見ると、神田川に建築物の顔を向けた配慮とするというふうになって、「も」があるとないとは、ちょっと表現の仕方が違

うんですけれども、文京区は東京都の計画をそのまま持っているかなというふうであって、その辺はどういうふうな表現がいいのかということがあるんですけれども、「にも」というよりも、私は「に」というふうにしたほうがよいのではないかなというふうに思いました。

あと、要するに神田川の隣接するところについては、道路との関係で、背を向けるところと、顔を向けられるところと、両方ある訳ですよ。ですから、その辺の表現の仕方絡んでくるのかなというふうには思うんですけれども、ちょっとその辺が気になったところです。

神田川のところについてはお答えをいただきたいと。

○岸田会長 では、神田川のほうから、お願いいたします。

○高橋幹事 では、神田川からですね。まず1つ目の神田川の緑に関する考えですが、こちらの基準を見る前に、参考資料第2号の基準のポイント解説集の28ページをご覧ください。こちらに神田川景観基本軸基準の解説を載せております。

先ほどの文章の「河川内での緑化」という表現は、いわゆる河川区域での話ということで、イメージとしては、この基準の説明の28ページの公開空地・外構等のところに書いてありますように、要は河川区域の緑と建物が両方見えるときについては、それらに対してきちんと調和するような配慮をして欲しいというようなもので、神田川に沿ったところの敷地に関しては、積極的に緑化をして欲しい、そういったところも含めながら、しっかり緑化をして欲しいというような意味合いの文章になっています。

基本的にそういった考え方は、ここは東京都景観計画にも記載されている内容ですので、基本的にはその考えを引き継ぎながら載せている内容になっています。

2点目の顔を向けるという話ですと、今回の景観計画の73ページの文章でも、「その顔を川側に向け」ということで、「も」ではなくて、「に」にしているんですが、そういうことでよろしいということ、台東区のほうが「も」で……。

○板倉委員 要するに、川に背を向けざるを得ない道路配置になっていると、川に背を向けざるを得ないわけですよ。そういったときに、例えば緑をあれすとか、室外機のそういうのが隠れたほうがいいのか、そういうことを意味するということよろしいですか。

○高橋幹事 そうですね。で、73ページの文章の書きぶりは、他の区と違うこともあるんですが、74ページの具体的な基準を見ていただくと、その中の形態・意匠・色彩

の中の四角の4番にありますように、通常、川側は人が見ていないということで、配管設備やダクト類を川に向けるというような計画が多くなってきます。そういったことをしないで、建物の背中ではなくて、顔をしっかり向けるようなということで、基準に書いてありますので、方向性の記載が他の区と違ったとしても、こういった基準は同レベルの基準になっております。そういった川側に、ある意味、景観を阻害するようなものを持っていくようなことがないようにというような基準にはなっていますので、文章記載の差があったとしても、規制誘導に関してはしっかり進めていけると考えています。

続けまして、先ほど文章の「また」の連続に関しては、これは文章の直しということで、検討させていただきます。

もう一点、最初にいただきました資料第1号の3ページのこれまでの事前協議の1,474件について、今後新しい基準だと厳しくなるのではないかというお話でしたが、基本的には、これまで進めてきた景観基本計画、また、景観条例に基づく事前協議も、調和という視点でこれまでも行ってきていますので、決して内容について急に厳しくなるものではないと考えています。

今回の基準でいうと、景観特性、坂道とか文化財、そういったものをより魅力あるものとしていくような特徴のある基準にはなっています。ですが、大きく異なりますのは、先ほどご説明した景観法に基づいた勧告や変更命令などが出せるというのが、大きな違いになります。ですので、過去の1,474件の中で、色彩的に基準を違反するような物件がもしあったとすれば、それに対しては、今までは変更命令等できなかったんですが、今後、そのような物件が出てきたときには、しっかりそういった勧告等ができるというところが、厳しさという意味では大きく変わってきます。

あともう一点、今回の景観計画で大きく変わりますが、対象物件が増えます。これまでは用途地域ごとに、例えば商業地域ですと、敷地面積500平米以上のもの等が対象だったんですが、今回は、第1種低層住居専用地域を除き、一律400平米以上のもの等ということに変えましたので、対象物件等、増えていきます。また、第1種低層住居専用地域においても、200平米を超えるものは対象ということで、これも新たな対象になっていますので、対象の範囲はかなり広がっています。

○岸田会長 いかがでしょうか。回答は一通り出てきましたので。

○板倉委員 はい。対象の範囲が広がったという点では、例えば意匠を変えるとか、樹木をたくさん植えるとか、車庫を建物の中に入れるとか、そういう点では、別途費用み

たいな、要するに費用負担が増えるのではないかなという思いもあって、そういうところについては何か、長期優良住宅ですと、補助というのが出たりするあれがあると思うんですけども、そういうところへの対応というか、何かそういうのは考えているあれはあるんでしょうか。

○岸田会長 いかがでしょうか。

○高橋幹事 これまでの景観の事前協議の経験からしまして、大きく費用がかかるような要請事項というのはないです。といいますのが、もともと緑化基準等で緑の整備をしなければならないんですが、その整備する場所を、例えば室外機等を隠す場所にしてもらうとか、ごみ置き場を隠すような場所に移動してもらうとか。また、そのごみ置き場も、道路に向かっていたものを敷地内に向けてもらうとか、道路から見たときに配慮された計画になるような指導をしていますので。高級な材料を使って欲しいとか、そういった指導の内容にはなっていませんので、直接大きな費用負担がかかるような内容にはなっていません。

○岸田会長 いかがでしょうか。

○板倉委員 はい、分かりました。高級な資材、そういうことを言っているのではないので、緑化とかという、その基準があって、一定満たさなきゃいけないということではあるにしても、新たな負担につながる部分があるのではないかなというふうに思いましたので、一言。

それと、最後ですけれども、文化財のところの関係なんですが、今度、小石川庭園のところについてもそうなんですが、この間の議論の中では、高さの問題は都市計画で、景観計画はデザインの問題を主にやるということで、高さについては、景観のところではリンクしないということだったかと思うんですけども、ただ、文化財との関係でいったときに、小石川後樂園の周辺については、都市マスタープランでは都市核の地域が隣接しているという点で、都市核については高さについては制限がないという点で、そうしたときに、高さの問題について考えざるを得ないと思うんです。

小石川後樂園の周辺は高い建物で、もう既に囲まれてしまっているんですけども、まだまだこれから、あの地域で建替えも含めて、高い建物が建っていく可能性がある場所なので、是非その辺については、このような絵が示されていて、バランスをきちっと検討してというふうには言っているんですけども、となると、シビックセンターとかドームホテルとか、同じような高さのものが建ってしまわないかという心配が、ものすごくあ

りますので。ここは意見として言うところになるかと思うんですが、小石川後樂園は特別名勝、特別史跡という特別が2つ付いているという点では、本当に守っていかなければならない庭園ですから、そのところは、これから建替えも含めての事業者に、高さは無制限というふうになっているとしても、きちっと庭園に配慮した建物にしていこうように、ここは是非とも強く要望しておきたいというふうに思います。

○岸田会長 はい、ありがとうございます。

これについては何かございますか。

○高橋幹事 簡単に少し説明だけさせていただきます。

委員のご指摘のとおり、この文化財庭園等をしっかり守らなきゃいけないということで、地区限定基準が定められています。特にその中で、景観計画の資料編の135ページをご覧ください。これは地区限定基準が適用される場所における主要な眺望点ということで、小石川後樂園の中で、①から⑥まで点が書いてあります。この小石川後樂園の周辺で建物を建てる場合には、この眺望点から見たシミュレーション等を行いながら、色や形状、意匠の協議を進めていくこととなります。要は、見えない高さにするという規制はできないんですが、見えてしまっても、庭園からの眺望を阻害しないような色とかデザインにする、そういったシミュレーションをしなければいけないという厳しい基準が、文化財庭園等景観形成特別地区基準には定められています。

○岸田会長 ありがとうございます。確かに、都市計画的なコントロールと景観上のコントロールが別々にやられる苦しさは、ある訳なんですけれども、景観づくりのための計画が一つのステップだと考えるんですね。将来的に、そういうものをもっと統合したい計画ができることにもつながっていくと思いますので。

ということで、他にございませんか。まだ時間はありますので。それでは、竹内委員、よろしくお願いします。

○竹内委員 では、一点だけ、質問なんです。資料第1号の81ページの色彩基準のことで、お話を伺いたいんです。まず周辺との調和的な色合いにすべきだということで、この基準があるかと思うんです。彩度と明度に関しては、ある程度、基準があって、それぞれ建物一つ一つには、この範囲内で色を使いなさいというのがあるんですけれども、調和ということ考えたときに、隣接しているところに関しての規制というのが。この建物のこの隣の建物は、ある程度、同じ色彩とか明度に近いものにしたほうがいいのではないかという隣接ということに関して、何かあまり。一つ一つ個別のものに関して、

この範囲内の色彩を使いなさいというのはあるんですけども、そういうのが基準がなくて、大丈夫なのかなというのが疑問に思いました。

例えば、明度が一番明るくて、その隣に範囲内の明度の一番暗いものが建ってしまったとして、それが調和的に見えるのかどうなのかというのが、僕には疑問で、その辺がどうなのかという。81ページから83、84、85ページあたりに色彩基準というのが細かくあるかと思うんですけども、個別の基準とプラスして、隣接ということで調和ということに関するアイデアというか、そういったことを聞きたい。

○岸田会長 ありがとうございます。色彩の関係についてはどうかというご質問だと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋幹事 資料第1号の45ページの一般基準をご覧ください。45ページの一般基準の形態・意匠・色彩の四角の4番で、「色彩は、別表1の」ということで書いております。この中で、「色彩基準に適合するとともに周辺景観との調和を図る」ということで、色彩基準に適合しているから何でもいいという訳ではなくて、まずは周りとの調和を考えてください、その上で、色彩基準の範囲に収まったものを活用してくださいということで、今、委員のおっしゃったとおりの目的で、基準は設定しております。

○岸田会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。多少、調和の具体的な内容というか、判断基準というか、その辺はどうなんでしょうか。ちょっと質問に補足するような形になりましたけれども。

○高橋幹事 具体的な今の事前協議で多いのが、設計者の皆さんというのは建物単体で計画をされます。最近よく多いのが、白と黒のコントラストの高い建物で、若者向けのワンルームマンションも結構出てくるんですが、こういったものに対して、周辺を見て、しっかり調和を考えてくださいということでお願いしますと、文京区の場合にはベージュ、濃い茶と薄い茶の組み合わせというものが、協議で落ち着くところになることがあります。やはり周りの建物を見た結果、文京区の中では、そういった色合いが意外と使われのかなというふうに認識はしています。

○岸田会長 実態としては、運用の中で、話し合いを通じて、落ち着くところに落ち着く場合が多いというような説明だったと思います。いかがでしょうか。

○竹内委員 それを信じて……。

○岸田会長 こういうものは、規則というか、こういうルールの基準を示して、それを実際運用して、時間をかけて、よりいいものに仕上げていくという側面もございますか

らね。

それでは、他にいかがでしょうか。まだ時間はございます。橋本先生。

○橋本委員 大変時間を色々お使いいただいて、色々な意味で大変いいなと思うんですが、その中で、参考資料第4号、これから行っていく根津のことなんですけれども、まず第一に、何を目標にするのかと。要するに、何のためにワークショップをするのか。何人ぐらいを対象に出てもらえるのか。例えば3人でもいいのか。景観の問題をやりますといっても、関心のある人はそんなに多い訳ではないので、それを浸透させるというか。全体的にきれいなまちをつくれれば、犯罪もなくなるから、そういうまち並みをつくっていいかという一つの何かがないと、好きな人だけ花を植えればいいみたいな話になってしまっても、あれですし。なおかつ、そのまちが、一定違うマンション業者が来たときでも、このまちはこういうまちをつくっていくという形勢を得ているんですよというためには、何丁目何番地まで書いてあるので、どれぐらいの人数を集めた、どんなワークショップをするのかというようなことを。後ろのを見ても、やるんだけれども、目的はないというか。どういうふうにやっていくのかというのが、ちょっと見えてこないなので、説明いただければ。

○岸田会長 はい。どうぞ、よろしくお願いします。

○高橋幹事 根津につきましては、モデル地区に指定してから、昨年度も1年間かけて、6回ほどワークショップをやっております。その内容は、根津の魅力を地域の皆さんとしっかり分析した上で、それを継承していくためには、新しい建物を建てるときに、どのようなことをすればいいのかという具体的な案を探りました。その内容については、「まち並みづくりの作法」ということで、冊子にまとめさせてもらいまして、地域活動センターや地域内の不動産会社さんなどに置きまして、建替え等をする場合には、工夫の事例等を少しでも取り入れてもらいたいというところまで、昨年一年かけて作業をしております。

その作業した内容を今年度一年かけて、具体的な景観計画の基準に落とし込んでいくという作業をさらに1年かけてやります。何故さらに1年かけるかといいますと、景観計画に載せますと、今後、そこで建築する場合には、景観法に基づく届出が必要ということで、これはある意味、一つの規制になるということで、しっかり丁寧に1年間かけて、その作業を進めようと考えています。

今、ご指摘ありました昨年行った6回のワークショップですが、6回やりまして、出

席の延べ人数で46人となっております。最大で17人、少ないときでは4人というときもありました。集まっていた皆様は、根津が大好きだということでしたので、議論の内容はかなり濃いものになりました。特に根津の魅力の分析に当たっては、木造の風合いの建物とか路地の雰囲気、そういったものは我々職員でも気付くんですが、地域の皆様からは、小さな心遣いとか生活感の感じられるまち、いわゆる夕食をつくる音が聞こえるとか、そういったところが根津の魅力なんですよというような声もありました。そういったものも、新築等する場合の工夫に生かせるものなどの考え等も、まとめた冊子になっております。

ですので、今回、1年で急にまとめるのではなくて、昨年一年かけた作業については毎回、まちづくりニュースのような形で全戸配布をして伝えておりました。が、46人という結果でしたので、今年度はその出席の人数を増やすためにも、啓発の事業と重点地区の検討という硬い話を組み合わせるということで、まず啓発のほうの楽しいイベントで、たくさんの皆さんに出席していただく工夫をしようかなというふうに考えています。

○岸田会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○橋本委員 根津・千駄木、見ていますと、通る人にとっては、木があったり、鉢植えがあったり、いいなと思うけれども、そこを維持している人にとっては、果たしてそれを本当に維持したいかどうかということ、例えば周りからそういうふうにやれと言われても、自分のところが建て替えるということになったときに、実際今、木造のうちを建てるということは、ある点で難しいふうになっているので、その辺が逆にコンセンサスで、ここはずっとこのまち並みでいくんですよと言われても、住んでいる人にとっては嫌なのではないかなという気もあるんですね。

具体的なこういうまちにしていきましょう、例えば、みんなが少しは花を置きましょうとかそういうようなものであれば、何となく認められるかもしれない。このまち並みと言われても、僕の友人のところも新しく建ててしまいましたから、それは景観とは別の問題の中で、では合っていないかということ、それは決して合っていないこともないと思うんですが、その辺も含めて、全体的にそれを周知する方法なども、来た4人の方や、四十何人の方だけではなくて、根津神社に掲示してもらおうとか、こういうまちをつくっていきましょうとかなんか、色々なところに、こういう雰囲気を大事にしていましょうというようなことも、何かの形で、もうちょっと知らせるようなことをしないと、本当

に僅かな方だけが納得しても、実際にはいざ建てる時には、まちがそのまま保存していくというような形は難しいのかなという。何か目標を、違う意味で変えたほうがいいのではないという気がしますけどね。

○岸田会長 いかがでしょうか。確かに、一つの地区をとっても、多様なご意見があるとは思いますが、いかがでしょうか。

○高橋幹事 この基準は、今のまちを保存するという考えではありません。これから新しい建物に建て替わっていきます。特に根津・千駄木は地域危険度が高いということで、災害に弱いまちということですから、区としては別の視点からは、しっかり建物を建て替えて、防災性を高めていただくということで、まちづくり協議会を立ち上げて、地区計画等も検討しています。これはまちの更新を促します。この景観計画は、建て替わる建物に対して、例えば道路側に緑を植えるとか、建物の色も、ある程度、根津に調和したような外壁の色を使ってもらおう。また、ワークショップで出てきたのは、根津の中では格子を使った窓とか扉が多い。それはいい雰囲気を醸し出しているというのがありましたので、一つの考えとしては、窓については格子等を使ってはどうかということで、新しい建物でも今の雰囲気をしっかり伝えていけるためのものということで、それを理解していただいた上で作成していますし、その内容については、町会への説明とか、できれば更地とか、建物が建つというような情報を地域の皆さんからいただいて、その業者等にこの作法を渡すというような作業もしていくということで、地域の方には協力をお願いしている段階になっています。

○岸田会長 今のようなご説明がありました。いかがでしょうか。

○橋本委員 わかりました。是非。

○岸田会長 よろしいですか。

それでは、田中委員、お願いいたします。

○田中（香）委員 引き続き委員をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

冒頭に清水先生から、文京区景観計画の表紙のことなどにつきましても、補足の説明がありまして、私もそのあたりのご説明伺いたいなというふうに思いましたら、これは断面図だったんだなということで、こちらに来て、イメージが伝わってきて。また手引きのところでも、洗練された内容になっていたり、最後のほうの地図も、本当によく美しくされていて、素敵だなというふうに思いました。本当に大変だったかと思います。ありがとうございました。

今、また根津の話が出ましたけれども、実際に地域の方たちが、外からの人はそういう根津のまちが大好きで、まち歩きなどにもよく来ていただきますので、地域の方たちも、この地域をなるべくこういう景観を残したいというようなことで、思いは同じなんだと思うんですけれども、それを先ほどの課長の言われていたように、建て替えていく中で作法を皆様にお知らせしたり、そういう機会を、先ほどワークショップ、6回にわたって46人という、少し少ないなというようなことではあったんですが、私も一度、ちょっと少ない会に参加したときに、いろいろ町会長の厳しいお話もあったりしました。

そういうことを経て、こういう楽しい企画と、そういう硬い話もというふうにされたんだと思うんですけれども、そのときの6回のワークショップでの地域の方たちの意見、もっとよりよいワークショップするために、もっとこうしたほうがいいのではないかなというような具体的なお話をもう少し詳しくしていただいて、時間帯とか場所のこととか、こういうふうに工夫していくつもりですよというようなお話があったら、ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○岸田会長 はい、わかりました。

ワークショップについてですが、いかがでしょうか。

○高橋幹事 時間につきましては、土・日設定ということで開催させていただきました。

平日の夜ということではなかなか難しいですし、まち歩き等も行いましたので、基本的に一番集まりやすい土曜日の午後2時ぐらいという設定で行ってきました。

また、今回については、設定時間等については同じような形で、今年度は進めようと思うんですが、普及啓発のほうの楽しいイベントの周知をしっかりとすることで、参加人数を増やしていく努力はしてみようかなと考えています。

○岸田会長 ありがとうございます。確かにワークショップをやっても、多くの人が出られないと、あまり意味がないですね。それで、毎回、面子が同じというのも、それもまた別の問題になると思います。先ほど橋本委員からもご指摘がありました。なるべくワークショップに、色々な世代の色々な立場の方が出られるような工夫は確かに必要だと思います。よろしくご検討ください。

他にいかがでしょうか。

今日ご用意いただいた資料のうち、手引きが2つありますね。これは審議事項というよりも、これはご報告ということでございますね。これは事務的に用意していただいた資料でございます。この他にも誤りがあったら、ご指摘ください。

本体の景観計画のほうでございしますが、まだまだ多岐にわたる内容が含まれております。ご意見ありましたら、ぜひお聞かせください。

清水先生、どうぞ。

○清水委員 今、手引きのほう、これは今回初めて見させていただいているので、ちょっと気になったのが、21ページの寺町基準のところなんですけれども、ここの配慮のポイントのところの黒点の2つ目に「寺社と合わせて、屋根形状を揃える」というふうに書かれているんですが、これ、ちょっと書き方が、寺社の屋根に揃えろというふうに見えなくもないので。まさかそんなことする必要ないとは思うんですけれども、「屋根形状を考える」とかにしておかないと、文章的におかしいのではないのかなと思います。寺社を考慮に入れながら屋根を考えるということであって、別にそれと揃えてくれということではないと思いますので。ちょっとそれだけ気になりましたので。

○岸田会長 先生、具体的にいうと、どうしたらいいですか。寺社と合わせて、屋根形状、「揃える」を変えればよろしい……。

○清水委員 だと思います。揃えるということを求めているわけではありませんから。

○岸田会長 ええ。そうですね。

○高橋幹事 そうですね。全く同じ形状にするというよりは、もし工夫できるなら、そういった形状と調和するような何か一部分でもあれば。例えば、四角建物でも庇を付けることで調和を図るとか、それが景観上、おかしければ、あれなんですけど。

○清水委員 ええ。変に、庇を付けろということは言わないほうがいいと思います。逆におかしくなるので。「考える」というぐらいのほうが。

○高橋幹事 そうですね。その考えた結果が、色々方法があるだろうということ。揃えるということ、確かに同じ形にしろというように捉えられますので……。

○岸田会長 配慮するというぐらいでしょうかね。

○高橋幹事 そうですね。配慮とか、調和をすとかそういった書き方に直します。

○岸田会長 はい、ありがとうございました。

まあ、他にも一言一句やっていくと、いろいろ出てきそうな感じもしますけれども。これ、事務的には改めて最終的に、「てにをは」が間違えてないかどうかというぐらいのチェックはされるわけですか。

○高橋幹事 そうです。実はこの手引きは、実務的に日々使っていくものになりますので、当然、いい事例が出てくれば、差し替わっていきますし、逆に使えない事例であれ

ば、落としていくということで、実務の中で、どんどん更新していくものになります。景観計画の場合にはしっかり審議会にかける必要があるんですが、この手引きは実務上で使うものですので、使いやすいような形で、どんどん更新をしていきます。

○岸田会長 よく分かりました。

一点、今のお話に関連するんですが、私から。この景観計画自体は今回、ご審議いただいて通った場合、その後、見直しのチャンスとか改定のチャンスというのはあるんですか。

○高橋幹事 第一回目の改定が、先ほどの根津地区の景観形成重点地区のお話をしましたのが、まとめると、こちらの80ページに記載をしていくような変更を審議会でお諮りすることになります。また、先ほど文化財庭園等の基準で、小石川植物園周辺をⅡ種とっていましたが、そちらの広告物等の規制についても、考えがまとまってきた場合には、それも記載していくということですので、そういった変更も出てくることになります。

○岸田会長 ということは、これは必要に応じて、その都度、小修正ぐらいだったら重ねていくということでしょうか。

○高橋幹事 そうですね。今、話した内容はかなり大きい、基準を新たに加えるとか、基準の中身を変える話ですので、そういったものについては審議会に諮った上で変更していきますし、景観計画の見直しにつきましては、景観計画の111ページ、第7章の7-3でも、景観計画は必要に応じて見直しをしていきますというのは、計画の中に書かせていただいております。

○岸田会長 はい、よく分かりました。

それでは、いかがでしょうか。もう時間も大分経ってきましたが、ここで、専門家の委員の先生方、何か一言ずついただけますか。

○佐伯委員 前回も話しましたがけれども、すみません、私、建築の設計をしている立場なものですから、細かくディテールを考えて、こういう景観計画というようなものができてきて、行政として指導されてくると、いつも、どうなるのかなど。うまくつくれるかなとか、これは指導されるのではないかなとか、いろいろ考えたりもするんですが、細かなディテールのところについては、先ほども言われたように、色々なことは気になります。例えば神田川の裏表の話でも、神田川から見たら、裏の表情が出ているということがいけないだけであって、建物の裏表ではないですよ。神田川を眺めたときに、

ああ、あそこは何か建物の裏ではないかというような表情が出てこなければ、それはもう裏表の議論ではないだろうと思うんですね。これはそのようなことを言っているんだろうと思ったりして、解釈して、そういうつくり方をしていくだろうというふうに私は思ったりしますし。

それから色彩基準のことでも、色々厳しく書いてあって、読んでいて、自分たちだったら、これやっぱり類似の調和みたいなことばかり狙っているな、少しは対比の調和というのものもあるんだよ、だから、そうしたほうがこの景観には合ってくるのではないか、というふうなことをディテールとしては思ったりします。そのときに、そういうことは提案していくかもしれません。それはそれで、また協議していくことになるだろうというふうに、私としては割と広く考えて、この景観計画を理解しているつもりであります。

ただ、この法律が大事なものは、最初から、内藤先生のころから言われていましたけれども、文京区って違うところだなということを思わせる区になることが、みんなが望んでいるからつくろうとしているのではないかというふうに思うんですね。特に、坂と緑と史跡というふうなことが出てきましたけれども、これが区民の共通の理解というふうな形になっていって、文京区の景観が文京区らしくできると。それはすごくいいなと僕なんかは頭の中でイメージするんです。そういう意味で、他の区とは違った景観を持つてくるようになったというようになったら、これは最高だなと思います。

あともう一つ付け加えるとすれば、前にも言いましたけれども、この法律そのものは、これはおかしいぞと思ったら、しょっちゅう改定していくべきで、まずはワンステップだというふうに僕は理解して、ぜひ実行していただきたいというふうに思います。

以上です。

○岸田会長 はい、ありがとうございました。

土田先生、いかがですかね。

○土田委員 都市デザインをやっているのです、こういう基準ができると、比較的、都市計画側の人間というのは、もう小躍りするぐらい嬉しいんですね（笑）。で、ちょっと非人間的になったりするんですけど。そういう意味では、先ほど来、ご指摘を受けている部分等々についてもあります。清水先生、伊藤先生はじめ、非常にご苦労されただろうなと思って、計画として完成度が高いというふうに拝見させていただきました。

改めて文京区さんというのは、いい意味でも悪い意味でも、文化的な資源が多い、多

過ぎる。結果、景観計画の中で、僕の最初、拝見したときの第一印象は、かなり保守的な、先ほどもちょっとご懸念のご意見ありましたけれども、要は、保全系の計画に一見見える可能性があるという辺りがあって。これは今、ちょっと話が飛んでしまうかもしれませんが、ある種のジェントリフィケーションみたいな話があって、平準化して恒久化してしまうと、さっき佐伯先生の指摘にもあったように、個性がなくなっていく。例えば色の問題なんかもそうなんですけど、その辺はちょっと気を付けて、会長からもあったように、計画の見直し等々についても、ある種の即時性をもって対応していくみたいなことも要るかなと思って、拝見しました。

特に、個人的な私見も含めてですけれども、景観そのものは、端的にいうと、行政、区民、事業者の協働がかなり唱えられていますけれども、地域の人たちのある種、活動とか、もっというと、生きている風景みたいなものが、自然に表出してくるものなのであって、例えばだれかに強制されて云々ということではないはずであり、そうあって欲しいと思っている部分が、ゼロではありませんので、そういう意味でいけば、コミュニティーアーキテクトというような議論もありますけれども、専門家も交えて一緒につくっていくような場面をぜひ重要視していただきたいと。

そういう意味で、先ほどの景観形成重点地区の話、根津のモデル地区の話がありましたけれども、ここの方たちがどのぐらいのモチベーションで、どんなことをやりたいのかということは、もちろん手間と時間と非常にかかりますけれども、なるべくきめ細かな対応していただけるみたいなのところを、一つの定着する景観の足がかりにしていいただければといいかなと思っています。

長くなってしまいました。最後に一つ、先ほど文脈という、やはり景観形成、歴史がある文京区であるが故にですけれども、地域の文脈、コンテキストは非常に大事にしていかなきゃいけないんですけれども、昨今、意外とあちこちで議論させていただいてる中で、文脈というのは継承にとどまらず、勇気ある断絶というのが必ずあります。そういう意味では、この景観計画の運用上の、先ほど、手引きは適時直すとお話ありましたが、運用上のアーカイブみたいなものをきちんと整理されるというあたりをしていただけると、改定ないしは、その方向の軌道修正も含めたところに非常に有用に働くのかなというような印象を持ちました。

すみません、以上です。

○岸田会長 はい、ありがとうございました。確かに実際の運用を記録していくという、

そういうことでございますよね。

○土田委員 はい。

○岸田会長 そういう履歴をつくっていくというのは、今後の運用にとっても重要なことだと思います。

それと、佐伯先生からもご指摘ありました、あるいは土田先生のご意見も同じだったんですが、最終的には、ルールをただ機械的に守っていけば、それでいいまちができるというものではなくて、むしろ佐伯先生なんかには、問題作をどんどんつくっていただいて、どんどんこの審議会にかかるようなトラブルを起こしていただいたほうが、変革につながるのではないかと思います。

ということで、他にご意見あるいはご質問などがございませんようでしたら、ここで今日の審議は終了させていただきたいと思います。

今日、ご指摘いただきました何点か、特に表記にかかわることは修正をするということで、その他については、会長である私と事務局で判断させていただくということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○岸田会長 はい。では、ご了解いただいたということで、今日諮問いただいた文京区景観計画は、この審議会でも認められたということで、答申させていただきます。今後、案がとれて、正式な計画となります。

それでは、今日の会議、審議は、3時35分、ちょっと早目なんですけれども、審議が無事終了したということで、これで終わりにしたいと思います。

長い時間、皆さん、ありがとうございました。

事務局から何か連絡事項があったんですか。

○高橋幹事 本日はありがとうございました。景観計画(案)につきましては、会長の了解の上、答申を受けさせていただきたいと思います。また、景観づくりの手引きにつきましても、必要な修正を加え、まとめさせていただきたいと思います。

今後は、区議会への報告及び条例の上程を経て、11月1日より計画を実施していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

また、次回の第2回景観審議会につきましては、席上に予定通知を配付してございますが、10月25日、金曜日の開催を予定しております。議題は、「第13回 文の京都市景観賞の選考」についてになります。ご予約をお願いいたします。また、「第12

回 文の京 都市景観賞」のリーフレットを併せて配付しておりますので、ご覧ください。

もう一点、事務局よりご報告があります。本日ご説明いたしました参考資料第2号、第3号の手引きにつきましては、手引きの中で使用しています写真に写っている建物所有者の方と、記載について、現在、交渉を行っている段階でございます。したがって、傍聴者の皆様の資料の手引きにつきましては、会議終了後に回収をさせていただきたいと思っております。ご了承をお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

○岸田会長 ありがとうございます。

それでは、これで終わりにしたいと思います。お疲れさまでした。

— 了 —